



# 三条法人会だより

もっと、いい会社であるために。

令和8.2.1

第55号

公益社団法人  
三条法人会  
三条市須頃1-20  
三条商工会議所会館5F  
TEL (0256) 35-6350  
FAX (0256) 32-9335  
URL  
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>  
発行責任者  
総務広報委員長 長岡信治



(写真提供 バンブーブー実行委員会)

## 昨年も大盛況 たがみバンブーブー2025

田上町の荒れた竹林をアートにした試みから、早いもので4年が過ぎました。その間、年々規模を拡大し、入場者も増えて、昨年の開催期間中は延べで約5万人の方から来場いただきました。

来場いただいた方からは、口々に想像以上に素晴らしいと、お褒めの言葉をいただいており、携わった者にとって嬉しく励みになっています。一方で、その準備は竹の伐採に始まり、運搬、製作、会場の設営と膨大な人手と時間がかかり、ボランティアの協力なくしては間に合わないほどです。正直、大変な取組ではあります。しかし、来場していただいた皆さんのお満足気な顔を見るとその思いも吹き飛びます。

毎年、多くの方々から協力をいただき、前年よりもっと良いものを作り上げたいとの想いで、取り組んできました。

今後も地域で様々なアイディアを出し合い、地域の活性化につなげて行きたいと思います。

田上町にぜひ足をお運びください。心よりお待ちしています。

三条法人会

消費税期限内納付

推進運動実施中

# 迎 春 ~2026年頭ご挨拶~



## 新年のご挨拶

公益社団法人 三条法人会  
会長 野崎正明

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃は法人会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和7年度の活動もほぼ計画通りに進んでおりますが、法人会の大きな課題のひとつであります会員減少につきましては、依然として厳しい状況が続いております。財政基盤も厳しい状況で補助金の負担率も高い数字が続いております。会員の皆様にはこうした状況をご理解の上、1社以上の会員増強にご協力いただきたくお願い申し上げます。

さて、私達を取り巻く環境は、政治・経済・安全保障等々、新しい政権に対する期待は大きいものの、中国との関係悪化が顕著になっており、その結果として日本の経済損失も1.7兆円を超えるという試算も出ているようあります。一日も早い関係改善を期待するところであります。

そうした中、令和8年度の与党税制改正大綱が12月に公表されました。全国法人会総連合では、「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「自然災害への対応」等々提言をいたしましたが、経済の活性化や子育て支援、中小企業の負担軽減など、多岐にわたる項目が盛り込まれたようあります。特に、中小企業に対する強い経済実現のための特例措置等には大きな期待をすることであります。

私達法人会も、税のオピニオンリーダーとして、こうした税制改正に目を向け最大限に利用しつつ、e-Taxやキャッシュレス納付等、デジタル化に向けた取組を進めていかねばならないと思っております。

改めまして、税務当局様並びに税理士会様、そして保険提携会社様のご指導をお願い申し上げる次第であります。

結びに、会員企業のご繁栄と皆様のご健勝を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

三条税務署  
署長 北上幸夫

年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人三条法人会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

野崎会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり、深のいご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、適正・公平な申告納税制度の維持・発展に貢献いただいているほか、租税教室への講師派遣や「税に関する絵はがきコンクール」の募集・表彰など、租税教育の充実にも意欲的に取り組んでいただいております。こうした皆様の事業活動は、税務行政に携わる私どもにとって誠に心強いものであり、皆様のご尽力に対し深く感謝申し上げます。

さて、社会全体のデジタル化が進む中、税務行政においても、納税者の利便性向上と適正・公平な課税・徴収の実現を図るため、DX(デジタル・トランسفォーメーション)の推進に積極的に取り組んでおります。その取組の一つが、キャッシュレス納付の利用促進です。ダイレクト納付など多様な納付方法が整備され、税務署や金融機関に出向くことなく、いつでも、どこからでも、安全かつスムーズに納税ができるようになりました。法人会会員の皆様には、このようなキャッシュレス納付のメリットをご理解いただき、是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、まもなく令和7年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。確定申告をされる皆様の負担軽減と混雑回避のため、自宅等から24時間利用が可能で、医療費やふるさと納税のデータが自動入力されるなど多くのメリットがある、マイナポータル連携によるスマホ申告の利用を推奨しております。会員企業の従業員の皆様やそのご家族を含めまして、是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄、また会員の皆様にとって幸多き年となりますことを心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 公益社団法人 三条法人会 理事会の開催

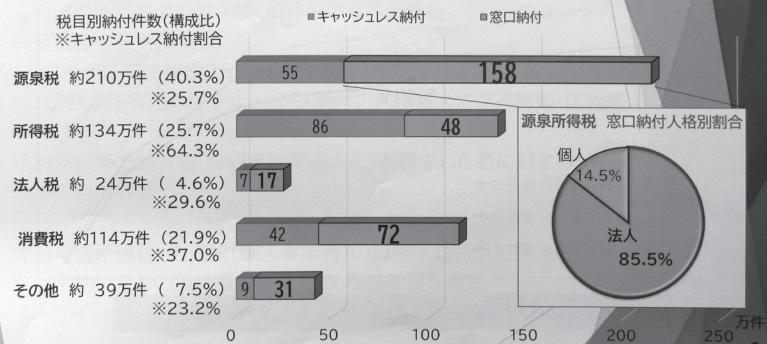


令和7年12月9日(火)、三条市旭町1、二洲楼において、理事会が開催された。決議事項として「第1号議案 会員増強策の推進及び令和7年度会員数の状況について」の議案審議と、報告事項として「令和8年度税制改正に関する提言について」「合同納税表彰における三条法人会関係の表彰について」「事業経過報告について」「令和7年度後期の会議・事業予定について」「外部役員及び健康経営委員会の設置状況について」などの報告が行われた。

会議に先立ち、北上幸夫三条税務署長による「“キャッシュレス納付”の現状等について」と題した講演が行われ、続いて関東信越税理士会三条支部の藤井道明支部長の来賓挨拶の後、議事に移った。

議案審議の後には、福利厚生制度推進協議会が開催された。大同生命保険株、AIG損害保険株、アフラック生命保険株から同制度加入のメリットなどの説明を受け、法人会役員と保険会社3社のより一層の連携により、会員の福利厚生制度を進めていくことが確認された。

税目別納付件数とキャッシュレス納付割合(令和6年度・関信局)



## 年末調整研修会の開催 (基礎控除見直し・通勤手当非課税限度額引上げ)

11月21日(金)、三条商工会議所会館において、三条税務署担当官を講師に迎え、午前と午後の2回「年末調整研修会」が開催された。

今回は、所得税の基礎控除の見直しや通勤手当の非課税限度額の引上げなどによる年末調整事務もあることなどから、80人を超える企業経理担当者が受講した。事務の注意点やポイントについての詳しい説明の後、多岐にわたる質疑応答が行われた。

「通勤手当の非課税限度額の改正」に関しては、国税庁がホームページに特設サイトを更新している。

### 【特設サイトのURL等】

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>



## 日商3級簿記講座が開催

今年度も日商3級複式簿記講座が各地区会で開催された。

三条地区会では8月26日から11月4日までの全17回として三条商工会議所会館においてアトラス税理士法人の松崎孝史先生の講師により、加茂地区会では9月16日から11月7日までの全15回として加茂商工会議所会議室において税理士法人山口会計パートナーズの西丸保幸先生の講師により開催された。延べ参加者は三条地区が160人、加茂地区が73人となった。



受講者は、11月16日(日)の日本商工会議所主催の171回簿記検定3級試験の合格を目指した。

## ～令和8年度税制改正に関する提言書を地元の国會議員事務所・市長・議長へ提出～

11月21日、12月1、2日の3日間に分け、野崎会長、長澤副会長、清水副会長、西巻副会長、外山税制委員長が、地元の国會議員事務所、市長、議長に令和8年度税制改正の要望に関する主旨を伝え、提言を行った。提言書は、菊田真紀子衆議院議員や國定勇人衆議院議員の秘書に手渡して現状を伝えた。自治体へは、三条市の滝沢亮市長、森山昭議長、加茂市の藤田明美市長、白川克広議長、見附市の稻田亮市長、渡辺美絵議長に直接、手渡した。

この提言は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会会員に広くアンケート調査を実施し、要望事項について県連単位で集約したものを、全法連の税制委員会、理事会で最終的に取りまとめられたものであることを説明した。



左から外山税制委員長、野崎会長、藤田加茂市長、白川加茂市議会議長、長澤副会長



左から滝沢市長、野崎会長、西巻副会長



左から外山税制委員長、野崎会長、稻田見附市長、渡辺見附市議会議長、清水副会長



左から菊田衆議院議員佐野秘書、野崎会長、西巻副会長



左から笠川三条市議会副議長、森山三条市議会議長、野崎会長、西巻副会長



左から國定衆議院議員熊倉秘書、野崎会長、西巻副会長

## ～令和8年度税制改正スローガン～

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要。将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動搖を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

## 租税教育の一環、大学へ税務会計書籍を寄贈



ら税の話を直接、聞ける機会はめったにないので、本日は有意義な時間にしてほしい。」とした。

租税教室の講師は長岡税務署の税務広報広聴官の坂井愛氏が務め、当講義を選択した50人を超える学生は所得税の仕組みなどの講義を受講した。

10月1日(水)、新潟経営大学において、三条税務署とともに租税教室を行った。学生に租税の意義や役割を知ってもらい、社会の在り方を主体的に考える自覚を育てるために毎年行っており、キャリア教育として的一面も兼ね備えている。

授業の冒頭、地元の田上地区会長である丸山副会長は、学生が授業で使用する教科書として代表の本間萌さんに法人会による「税務会計の書籍」寄贈の目録を手渡した。挨拶の中で、「税のプロか



## 令和8年度税制改正に関する提言(要約)

### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

○日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

#### 1. 財政健全化に向けて

○今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剩余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求める。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリック(後発医薬品)の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底等

○国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進

めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大刀な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費(旧文通費)や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

#### 4. マイナンバー制度について

○政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

○マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

○マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

#### 5. 今後の税制改革のあり方

#### II. 経済活性化と中小企業対策

○人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン(供給網)機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

##### (1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

##### (2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

##### (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

## 令和8年度税制改正に関する提言（要約）

- ③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。
- (4) 中小企業等の設備投資支援措置  
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。
- (5) 債却資産に対する課税の見直し  
固定資産税における債却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。
- (6) 中小企業の事務負担軽減  
インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

### 2. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し  
この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実  
特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

### 3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

### III. 地方のあり方

○地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していくなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携

などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

### IV. 自然災害への対応

○東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

○政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

### V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

### 《税目別の具体的課題》

#### 1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき
  - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

#### 2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

#### 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

#### 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

#### 5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

※「令和8年度税制改正に関する提言」「提言の解説」「税制改正提言に関する意見広告（令和7年10月3日付け日本経済新聞朝刊全国版）」「行動する法人会—令和8年度税制改正に関する提言活動」の内容は、全国法人会総連合のホームページ(<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)から「活動内容」→「税の提言活動」でご覧いただけます。

詳しくは公式HPへ▶



## 税を考える週間

三条税務署と管内税務団体協議会の共催により11月の「税を考える週間」行事の一貫として、令和7年度の合同納税表彰式が11月14日(金)、ジオ・ワールド ビップにおいて開催された。北上三条税務署長は、式辞で「申告納税制度は国家財政の基盤を支える重要な仕組みであり、制度が定着し、ここまで発展したのも皆様のご努力とご苦労のたまものである。」と挨拶された。三条法人会関係者の受賞を紹介します。

(敬称略 順不同)

### 三条税務署長表彰

多年にわたり率先して申告納税制度の普及発展に努め納税道義の向上に顕著な功績を挙げられた方に対し、他の模範とするものであるとして、三条税務署長から表彰状が授与されました。

公益社団法人三条法人会

常任理事 長岡信治 株式会社ナガオカリコー  
理 事 松崎仁 株式会社三條機械製作所



前列右から3番目長岡信治さん、2番目松崎仁さん

### 三条法人会「優良経理担当者表彰」

経験年数が一定以上の者で経理部門を主に担当し、指導的立場にあって業績の発展に寄与された功労顕著なものを優良経理担当者として、野崎会長から記念品とともに表彰状が授与されました。

#### ○三条地区会

株式会社ユタカ不動産	諏佐茉佑
加藤商事株式会社	小川あや
株式会社コロナ	堀川直
株式会社コロナ	坂爪良充
相場商事株式会社	鶴巻道代

#### ○加茂地区会

株式会社高橋はかりや	牛脇美代子
------------	-------

#### ○見附地区会

一般財団法人見附地区交通安全協会	長谷部恭子
------------------	-------

たかい食品株式会社	山口美紀
-----------	------

#### ○栄下田地区会

有限会社栄工業
---------

柳原由美



後列左から坂爪良充さん、鶴巻道代さん、長谷部恭子さん、山口美紀さん、柳原由美さん

前列左から小川あやさん、刈屋副会長、野崎会長、長澤副会長、堀川直さん

### 第14回税に関する絵はがきコンクール表彰

三条法人会と全国法人会総連合が主催し、国税庁が後援、三条法人会女性部会が主管となり実施した「税に関する絵はがきコンクール」の入賞作品のうち、上位3賞が合同納税表彰式で表彰され、表彰状と副賞が授与されました。

最優秀賞 三条市立裏館小学校	小柳百花
三条税務署長賞 加茂市立加茂小学校	小柳莉子
三条法人会長賞 三条市立裏館小学校	山崎世莉



左から1番目小柳莉子さん、右から2番目小柳百花さん、1番目山崎世莉さん

### 中学生の「税についての作文」表彰(三条法人会長賞)



全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、三条法人会も後援している「中学生の『税についての作文』」について、優秀作品に副賞とともに三条法人会長賞が授与されました。

中学生の部

三条市立第二中学校 3年 五十嵐 悠人  
題名 「自分たちにできること」

## 青年部会の活動

### 燕西蒲・新津との合同視察研修会を開催



9月19日（金）、燕西蒲・新津・三条法人会青年部会は合同で視察研修会を開催した。今年度の会場は三条市の三条市立大学と、めったに入ることのない三条・医療・歯科衛生専門学校を視察した。専門学校では、各種機材等が整い現場が再現された教室を見学することができた。



### 県連合同セミナー（新津）へ参加

10月9日（木）、第41回新潟県法人会連合会青年部会連絡協議会合同セミナーが五泉市、ガーデンホテルマリエールで開催され、当部会から7名が参加した。

セミナーには各単位会部会長が集まり、今後の取組を確認した。記念講演では、「足から企業のあしたを考える！ 転ばない足づくり」をテーマに、元Tenyアナウンサーで足寿命アドバイザーの林 妙 氏による講演が行われた。参加者は、従業員の高齢化と労災に役立つ健康経営についてヒントを確認した。



### 租税教室の開催

今年度の小学校租税教室は、5月20日から12月18日までに11校で、14回、773人の児童に対して実施した。

講師役には、青年部会の役員が持ち回りで担当している。映像を用いて税金がなくなった世界を児童から想像してもらったり、新券に対応したレプリカの1億円を持ってもらい、その重さを実感してもらったりと、それぞれが工夫を凝らしたやり方で税金の大切さを説明した。参加児童には、マーカーペンや税の小冊子、絵ハガキコンクール入賞作品付きティッシュペーパーをプレゼントした。



### 法人会全国青年の集い山梨大会に参加

第39回法人会全国青年の集い山梨大会が11月20日（木）・21日（金）、甲府市の県立県民文化ホールと甲府記念日ホテル、アイメッセン山梨で開催され、当部会から4名が参加した。

全国の先進的な租税教育活動の取組の紹介や法人会版健康経営プロジェクトの取組について意見交換が行われ、全国のメンバーが交流を図りつつ、お互いの悩みや成功事例を共有し、次の活動につなげる交流を図った。

大会式典の記念講演会では、株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ代表取締役社長の佐久間悟氏により「プロヴィンチア（地方クラブ）の挑戦」と題してスポーツを通じた地域連携と健康経営の最前線が語られた。



租税教育活動の事例は、全国法人会総連合のホームページから確認できます。

(<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)

→「活動内容」→「異業種交流会・部会活動」→「青年部会」→「租税教育活動」  
→「租税教育活動プレゼンテーション事例集」「過去の好事例集はこちらから」



▲詳しくは公式HPへ

## 女性部会の活動

### 県連合同セミナーin三条を主管



第20回を迎える新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナーが10月24日、15年ぶりに当部会が主管し、三条市、ジオ・ワールド ビップで開催された。25人の部会員が運営に当たり、総勢126人が式典や講演会、懇親会に会し、交流を深めた。式典には、来賓として三条税務署長始め三条、加茂、見附の市長、田上町長、県連会長らが来場された。

記念講演会では、見附市出身のスパイス料理研究家、一条もんこ氏が「あしたのカレースパイス料理と健康～」をテーマに講演を行った。一条氏は、「スパイスには健康に影響しないものはない。一滴みでしっかり発汗、胃腸に届く。カレーを食べる人は元気。スパイス中心の仕事をしてきてデメリットを感じたことはない」とした。

交流会に移ってからは、三線愛好家のきよ里氏によるパフォーマンス披露も行われ、物産コーナーにはキッチンカーも登場した。

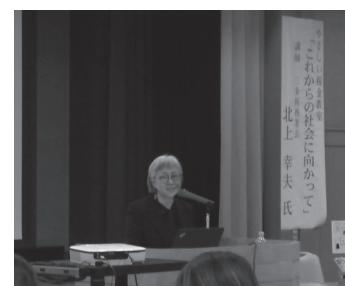


### 「女性セミナー&やさしい税金教室」の開催

「税を考える週間」行事の一環として、12月8日（月）に「餃心亭お、乃」で三条税務署長を始め幹部職員の方々をお迎えした「セミナー&やさしい税金教室」が開催された。

第1部のセミナーは、(有)エムズグラフィック代表の樋口由賀利氏により、「ココロを動かすデザイン」として講演が行われた。ブランディングのための行動や伝わるデザインの見える化、その具体的な考え方などについて事例を交えた講演となった。

第2部では、北上署長から「これから社会に向かって」と題し、暮らしの中の税や納税の意義、納税の必要性、これからの社会と税、受益と税負担の在り方、国税庁の取組、国税の仕事と魅力などについて紹介された。



### 第14回税に関する絵はがきコンクール入賞者を表彰

女性部会が主管し、小学校高学年を対象にした14回目となる「税に関する絵はがきコンクール」の入賞者が決定した。

コンクールは、小学生が租税教室の授業を受け、税金の大切さや税金が毎日の生活の中で果たす役割を知ってもらい、その知識や感想を絵はがきに表現することで理解と関心を深めてもらおうと実施している。9月12日の締切りには6校から88点の作品の応募があり、入賞者を決定した。

合同納税表彰式で表彰できなかった受賞者の皆さんには、当部会役員が学校を訪ね、直接、表彰状と記念品を贈呈した。入賞者、受賞作品は本誌16ページに掲載してます。



左から4番目池田絢さん、5番目吉田莉緒さん

### 見附市社会福祉協議会へタオルを寄贈

地域社会貢献活動の一環として12月3日（水）、三条税務署管内の優良申告法人で組織する三条桜優会（加藤将利会長）と合同でタオルの寄贈を行った。今年度は、当部会の坂田部会長と味方副部会長が代表して、見附市社会福祉協議会の徳橋事務局長へ8袋に分けた未使用タオル1,100枚を手渡した。



### 全国女性フォーラム北海道大会に参加



全国法人会総連合、全国法人会連合会女性部会連絡協議会による全国女性フォーラムが9月18日（木）、札幌市、札幌パークホテルにおいて開催された。

当部会からは坂田部会長が代表して参加し、大会のテーマを「自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道。～明日をつなごう！未来につなごう！～」とし、女性が飛躍できる社会を目指して北の大地、北海道から発信していくことが確認された。記念講演では、「ストーリーあるプロデュース」として、(株)クリエイティブオフィスキューブ代表の伊藤亜由美氏により講演が行われた。

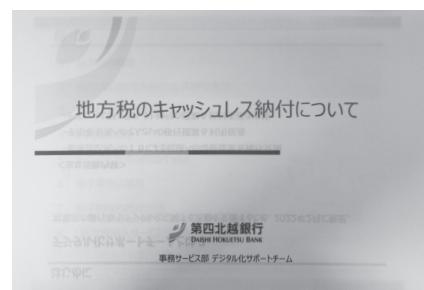
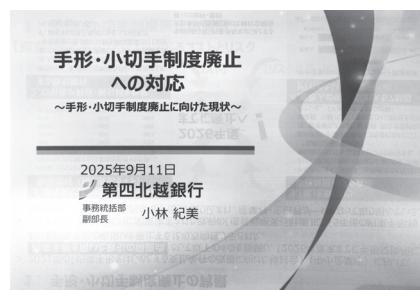
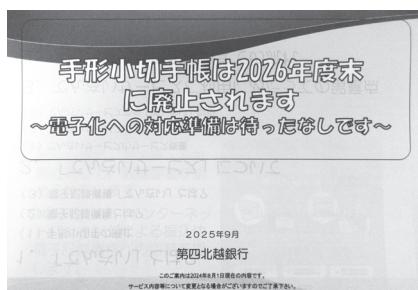
# 実務講座は『手形小切手廃止への対応・キャッシュレス納付への対応』で開催



今年度の実務講座が、9月11日(木)に2部構成として三条商工会議所会館研修室で開催された。第1部は「手形・小切手制度廃止への対応」として、第四北越銀行、事務統括部の小林紀美副部長と事務サービス部の長谷川理恵調査役から解説や対応方法の説明が行われた。第2部では「デジタル化・キャッシュレス化への対応」として同行の長谷川調査役から地方税のキャッシュレス化について、三条税務署の家合英夫統括国税徴収官から国税のキャッシュ化について、それぞれ行われた。講座には、前回を上回る58人が受講し、見直し内容や対応方法を確認し、理解を深める機会となった。

主な内容として、第1講「手形小切手廃止関係」では、「制度廃止に向けた現状」「手形・小切手の代替代用手段「でんさい」や電子記録債権「でんさい」のサービス概要・メリット、操作方法」などが説明された。

第2講「キャッシュレス化関係」では、国税のキャッシュレス納付として「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)のメリット、導入方法、納付操作手順など」が、地方税のキャッシュレス納付として「eLTAXによる口座振替のメリットなど」の説明があった。



## 食品ロス削減に向け新たな取組を「三角柱POP」で開始



法人会では『食品ロスの削減』について、周知・広報を中心活動していくこととしており、令和7年6月に全法連女性部会連絡協議会において、「法人会版3010運動」として、「一期一会(15・10)のすすめ」に取り組むことが決議されました。今回、その推進策として啓発のための「三角柱POP」が作成され、今後は懇親会等の場において活用して「一期一会(15・10)のすすめ」の普及と推進に取り組んでいくこととされたので、ご理解とご協力をお願いします。



### 「3010運動」とは

宴会等の場において、乾杯後の30分は自席で食事を楽しみ、お開き前の10分も自席に戻って食事を食べることを推奨しているもので、宴会等での食べ残し、すなわち、「食品ロス」を削減するというものです。

### 法人会 女性部会「一期一会(15・10)のすすめ」

法人会の懇親会は多くの方との交流を目的にしていることから、「3010運動」よりも時間設定を短くし、基本的に「最初の15分間と終了前10分間」を食事の時間とする。

#### 【ネーミングの由来】

- ①法人会での出会い・交流も一期一会(15・10)、②懇親会等で提供される料理も一期一会(15・10)、③女性部会では「いちごプロジェクト(節電啓発)」を実施していること



企業訪問

株式会社 堀内組



## 【会社の概要】

- 代表者 代表取締役社長 堀内大祐
  - 住所 加茂本店 〒959-1314 加茂市番田9-7  
TEL 0256-52-0323 FAX 0256-53-0811  
田上本社 〒959-1513 田上町川船河甲1059-1
  - 資本金 2,000万円
  - 従業員数 27名
  - 事業内容 公共土木工事、外構工事、住宅・工場・公共施設等の建築・リフォーム・維持管理、不動産開発、AI・DX開発コンサルティング、菓子製造販売
  - U R L <https://horiuchigumi.com>
  - e-mail [inquiry@horiuchigumi.com](mailto:inquiry@horiuchigumi.com)

弊社は、江戸嘉永年間に越後国加茂で信濃川の水運業として創業しました。明治になると、地域から「水害をなくしたい」との思いから請負業に進出。現在に至るまで、道路や河川、ほ場、建物、除雪といったインフラ整備を行い、地域の暮らしを日々支え続けてきました。時代が変わっても、私たちの中心にあるのは「ふるさとを守る」という搖るぎない想いです。現場で地域の方からいただく「堀内組さんありがとう」の言葉は、私たちの誇りであり、この仕事の意義を深く感じる瞬間でもあります。

私は、これまで技術者として現場に立ってきましたが、現在は「建設を軸に地域をつくる」ことを大切にしています。建設業の強みは、地域の困りごとを見つけ、仲間と力を合わせて現実を変えていける実行力です。その延長線上に、今の学生たちとの多様な取り組みがあります。

大学との連携では、長期インターン生とともに地域課題のリサーチや空き家活用、まち歩き企画、デジタルツールの導入などを行っています。学生たちの柔軟な発想と、私たちが培ってきた現場力が掛け合わさることで、新しい地域づくりの可能性が広がっています。また、中学生の職場体験や高校への出張座談会、子ども向け体験イベントなど、教育分野にも力を入れています。建設現場での安全管理や重機体験を通じて、



次世代に「地域の仕事の面白さ」や「将来の選択肢」を伝えることは、地域の未来への投資そのものだと考えています。

DXの推進も、私たちにとって「未来への土台づくり」です。ノーコードツールの活用やデジタル写真管理などに加え、2025年からは業務の見える化をさらに進めます。DXの目的は単なる効率化ではなく、「社員が働きやすく、ちょっぴり楽になったね、を感じられる現場づくり」です。

こうした挑戦を支えるのが、アバーナ正栄氏の運営です。千葉県開発で新しい住環境をつくる「ジョブ」、DXや生成AIで課題に向き合う「シビックハブ」、そして地元の食で地域を元気にする「ぱすたみすた」。建設を軸に、多角的に地域の課題へアプローチできる体制を整えてきました。

私たちは、これからも「ふるさとの守り人」として、地域とともに歩み、挑戦し続けます。建設の力、若い世代の力、デジタルの力、そして仲間の力を重ね合わせ、地域の明日を少しでも明るく照らせる企業でありたい。そう願いながら、一歩ずつ前へ進んでいきます。





# 生きる～健康法・趣味～



『思いやり。  
感謝をもって生きる』  
株式会社 サカエシステム  
代表取締役 西巻 昭修 様

「生きる～健康法・趣味」への寄稿依頼を受けて、さて何を書こうかと思案しました。まずは自己紹介～です。

平成3年6月、現社屋完成とともに現在の社名に変更しました。それ以前は、先代が栄設備として自宅にて事務所をかまえ、その後、善久寺地内に事務所を移して(有)栄設備工業所、そして福島新田に新社屋を建設し(株)サカエシステムに組織変更して現在に至っています。私は2代目で昭和34年生まれですので今66歳になりました。

当社は、公共工事、民間住宅設備工事、リフォーム工事など大小に関わらず、少数精銳で日夜地元にて仕事に励んでいます。

一番大事にしていることは、お客様の立場に立って物事を考え、思いやり、感謝の気持ちを忘れず、正直に仕事をしていくことです。これからも地域の皆様に愛されるよう、誠心誠意頑張っていきますので宜しくお願いします。

今年は、異常気象で特に夏が熱すぎました。外仕事なので体調管理には十分気をつけながら従業員一同頑張っています。幸いにも、家族4人(母、妻、息子)も今のところ元気に過ごしています。家族が元気なのが一番です。わがままな私ですが、妻には会社の事務、家では食事作り、洗濯、掃除、全てをこなして

もらっています。本当に感謝しかありません。いつまでも面倒みてください。

私の趣味、健康法ですが、趣味といえばゴルフです。年間大体50回位はゴルフ場に足を運んでいます。なんといっても大自然の中でのナイスショット、この感覚がたまりません(OBばかりですが)。また、いろいろな方との交流会や飲み会も楽しいものです。気分転換にはもってこいかと思います。特に月1回の月例会は緊張と自分との闘いになり、適度のストレスがかかって体にいいのかもしれません。

これからの時期はゴルフもそんなにできないので(練習はいかない)何をしようかと思案していますが、雪が降れば除雪が必要です。肉体労働です。老体にもむちを打ちながら、春が来るのを待ちます。少しでも体を動かしながらゴルフシーズンを待つことにします。体に気を付けながら足手まといにならないように、皆さんに思いやりをもって接して行きたいと思います。

最後に、自分の人生ですので常に笑え声の絶えない家庭と、人様に後ろ指をさされないように楽しく過ごしていきたいです。感謝です。



## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

日頃、会員の皆様方には法人会活動にご協力頂きまして誠に有難うございます。昨年は、トランプ関税で世の中が振り回されている最中、日本では高市氏が首相になり“存立危機事態”発言で中国との緊張が高まりました。早急に収束のめどを立てて欲しいと思っています。中国との輸出入が多い日本で今年の経済への影響が心配です。そんな中、東北方面を中心に熊出没騒ぎが報道で毎日のようにありました。三条でも熊の出没がありました。今年も十分注意してキャンプ・ハイキング・散歩等で熊に出会わないように気を付けましょう。また、高市首相の経済対策に期待して国民の皆様が安全安心に生活でき、中小零細企業にも活気がある経済活動ができる世の中にになって欲しいものです。

結びに、今年も三条法人会として多彩な事業がございますので、積極的な参加とご協力を宜しくお願い致します。

(総務・広報委員長 長岡信治)



# Business Guard



AIG損害保険

**世界有数の地震国、日本!  
いつ、どこで大地震が発生しても  
不思議ではありません。**

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を!



## 法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

**地震災害のリスクから会員企業をガードします!**

**AIG損害保険株式会社**

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

新潟支店

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通6番町1214-2 大同生命新潟ビル6F

TEL. 025-223-6231 FAX. 025-228-7256

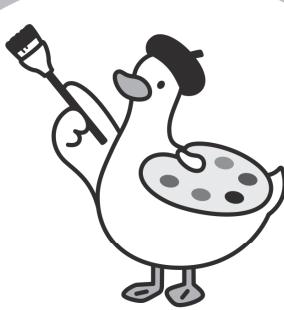
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。  
2022年2月時点の内容です。

(22-073005)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱いの割安な保険料でご契約いただけます。

がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに



ほしい安心で「生きる」を彩る保険  
**あんしん  
パレット**

心配な  
「がん」の  
備えに



保障と相談サポートで  
**あなたによりそ  
う  
がん保険  
ミライ**

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



引受  
保険会社

**Aflac**

アフラック

新潟支社 〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビルディング4F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度  
公認財團法人  
全国法人会総連合

P25157-2512005

# 経営者が、重大疾病にかかるた時のそなえを確保。

法人会の経営者大型総合保険制度  
広げよう  
企業保障の大いな傘を



重度がん保障 Jタイプ

Jタイプ

Jタイプa

重度がん保障Jタイプ<sup>【無配当重大疾病保険】</sup>  
重度がん保障・無解約払戻金型

Jタイプ<sup>【無配当重大疾病保険】</sup> Jタイプa<sup>【無配当重大疾病保険】  
（解約払戻金抑制割合指定型）</sup>は、  
重大疾病による就業不能リスクから企業を守ります!  
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)

**ポイント1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

○「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント2**

万一の際、  
・Jタイプaは、お亡くなりになった日の解約払戻金と同額の死亡給付金をお支払いします。(解約払戻金のあるプランにご加入の場合。)  
・重度がん保障Jタイプ、Jタイプは、お亡くなりになった場合の保障はありません。

**ポイント3**

約款所定の高度障がい状態または不慮の事故による身体障がい状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

【重度がん保障Jタイプ・Jタイプ・Jタイプa】

・この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金はありません。

【重度がん保障Jタイプ】

・この保険にはステージI・II期(予後が悪いとされている「肝臓癌・胰臓癌・胆道癌・肺癌のうち小細胞肺癌」を除く)の悪性新生物に対する保障はありません。ただし、この保険にはステージI・II期の悪性新生物や上皮内癌・皮膚癌も保障するJワイド特約Plus、Jワイド特約のいずれかが原則付加されます。(両特約で保障内容等が異なります。)

[Jタイプa]

・重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

・解約払戻金(死亡給付金)は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時にはゼロになります。また、解約払戻金(死亡給付金)はほとんどの場合、払込保険料を下回ります。

・解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時のみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。

○この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾患有るものではありません。

○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。

○この資料の記載内容は、2025年6月現在の商品内容・税制に基づいており、将来変更となる可能性があります。

○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社/三条営業所  
新潟県三条市林町二丁目1番24号  
TEL 0256-33-3045

令和7年度

## 第14回 税に関する絵はがきコンクール入賞作品

公益社団法人 三条法人会

## 入選おめでとうございます！

三条法人会女性部会では、当会管内の小学校全36校の高学年を対象にして、税に関する絵はがきの作品募集を行いました。6校から88作品のたくさんのご応募をいただき、三条税務署の署長をはじめ担当官も審査員として加わり、厳正な審査の結果、次の6作品の入賞が決定しました。

小学生の皆さんがあつ稅教室の授業を受けて、税について感じたことや考えたことを絵はがきに、明るく楽しく表現してくださいました。



## 最優秀賞



三条市立裏館小学校

小柳 百花さん

## 三条税務署長賞



加茂市立加茂小学校

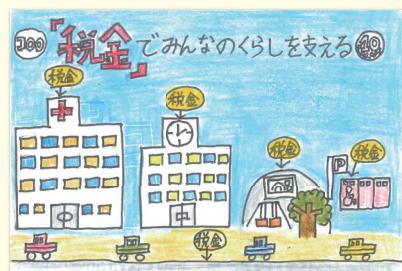
小柳 莉子さん

## 三条法人会長賞



三条市立裏館小学校

山崎 世莉さん

三条法人会  
女性部会長賞

見附市立新潟小学校

三本 琉聖さん

三条法人会  
青年部会長賞

三条市立裏館小学校

池田 紗絵さん

## 優秀賞



三条市立裏館小学校

吉田 莉緒さん



○受賞作品は三条法人会ホームページでもご覧いただけます。<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>

詳しくは公式HPへ▶

